

多鯰ヶ池におけるブラックバス釣り等による地域振興について

昨年度より、浜湯山・多鯰ヶ池活性化委員会と連携して活動するバス釣り同好会の方が来課され、ブラックバス等の再放流禁止の委員会指示に対し以下の意見が寄せられているため、同同好会の意見について、内水面漁場管理委員会の皆様の御意見を伺いたい。

■令和5年10月24日、令和6年2月5日

- ・浜湯山・多鯰ヶ池活性化委員会と連携し、多鯰ヶ池のアクティビティ部会（SAP、カヌー、釣り）が活動している。
- ・自分は、釣りの関係で、主体的な立場で関わっている。
- ・バス釣りで集客し、地域を活性化したく、多鯰ヶ池限定でブラックバス等のリリース禁止を解除してほしい。
- ・今も小規模な釣り大会のほか、清掃活動等を実施（日本海新聞掲載）しており、同委員会の関係者からも賛成いただいている。
- ・多鯰ヶ池は他の河川とも繋がっていないので、外来魚が池の外に出ない。
- ・他県では、限定水域でリリース禁止を解除している例もある（山梨・長野・熊本・広島等）

■令和6年5月8日

- ・（リリース禁止の解除でなく、リリース禁止を活用し、釣り大会に合わせ釣ったバスを食べるイベントや自然観察会をする等、リリース禁止を活かした地域振興をされてはどうか？）地域振興が一番の目的なので、それでも良い。多鯰ヶ池で釣りをされているのは、地元の人のほか、県外の者、外国人、親子等、幅広い。地元では暗い印象のある多鯰ヶ池をぜひ活性化させたい。

（参考1）浜湯山・多鯰ヶ池活性化委員会

多鯰ヶ池周辺の歴史を振り返りながら、地域の観光資源として当時の賑わいを少しでも取り戻すべく観光地としての景観保全活動に加えて、人が呼べる観光地としての活性化を目的に平成28年に発足。

地域の観光資源である多鯰ヶ池周辺の環境整備や催事等を通して地域及び地元経済の活性化を目的とし、この目的に賛同し自発的に参加する者で構成され、令和5年度時点で13名が所属。

（委員会の構成員は福部町湯山の者のみであり、アクティビティ部会は、委員会の構成員ではないが、委員会の目的に賛同する町外の者が委員会と連携して主体的に活動しているとのこと。）

（参考2）現在発出している委員会指示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第7号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、ブラックバス（オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚をいう。）及びブルーギル（以下これらを「ブラックバス等」という。）の再放流について次のとおり指示する。

平成24年10月30日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 仲 曾 真 由 美

1 指示内容

県内の公共の用に供する水面及びこれと接続して一体を成す水面においてブラックバス等を採捕した者は、これを採捕した水面に再び放してはならない。ただし、鳥取県内水面漁場管理委員会が認めた者が試験研究の用に供する場合は、この限りではない。

2 指示開始の日

平成24年11月1日

刑法の一部改正等に伴う鳥取県漁業調整規則の一部改正について

1 刑法の一部改正について

- ・令和4年6月13日に懲役と禁錮を一元化して「拘禁刑」を創設する改正刑法が成立し、令和7年6月1日に施行されることとなった。
- ・これは、刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため改正されたもので、拘禁刑は刑事施設に拘置する刑で、拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。
 - ※ 懲役…刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる刑
 - ※ 禁錮…刑事施設に拘置する刑

2 水産関係における対応

- ・漁業法や水産資源保護法など「懲役」を定める関係法律もあわせて改正された。
- ・許可省令については、今後、水産庁により対応がなされる。
- ・都道府県でも、改正刑法が施行されるまでに、県漁業調整規則（以下「調整規則」という。）の改正手続（海区委員会及び内水面委員会への諮問、農林水産大臣の認可が必要）が必要。

3 スケジュール（想定）

- | | |
|-----------------------|-------------|
| (1) 事前調整、条文案等資料作成 | ～令和6年10月 |
| (2) 諮問・答申（県⇄海区委、内水面委） | 令和6年11月～12月 |
| (3) 認可手続（県⇄国） | 令和7年1月～3月 |
| (4) 公示（県） | 令和7年4月～5月 |
| (5) 施行（県） | 令和7年6月 |

4 その他

- ・現在、水産庁より、刑法改正に伴う調整規則の改正と合わせ、以下の改正についても指示。
 - ① 両罰規定の対象となっている規定について、自然人を対象とすることを明確化するための文言の修正
 - ② 今国会に提出されているクロマグロの漁獲管理を強化するための「漁業法及び特定水産動物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案」が成立した場合、調整規則第53条（衛星船位測定送信機等の備付け命令）の改正も必要
- ・その他、大口堰の禁止区域など、当県として改正が必要な内容についても関係者及び水産庁との調整が整えば、このたびの改正に合わせて改正予定。（③）
- ・ただし、県法制担当より、刑法改正に伴う改正については、改正対象となる条例又は規則について、まとめて改正を行うことが可能なものはまとめて改正を行う方向性も示されており、刑法改正のみ、先行して改正し、上記①～③の改正は、別途行う可能性もある。

（参考）鳥取県漁業調整規則 抜粋

（衛星船位測定送信機の備付け命令：②の改正関係。この規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為を禁止する項を追加する。）

第53条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第5条第1項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該衛星船位測定送信機を常時作動させることを命ずることができる。

第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役：刑法改正関係若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- (1) 第34条第1項、第35条から第45条まで、第47条第1項、第48条第1項又は第49条の規定に違反した者
- (2) 第34条第13項において準用する第14条第1項若しくは第2項又は第48条第3項の規定により付けた条件に違反した者
- (3) 第24条第1項(第34条第13項において準用する場合を含む。)、第34条第13項において準用する第23条第2項、第47条第2項又は第52条第1項の規定に基づく命令に違反した者

2 前項の場合において、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第62条 第26条第1項(第50条第8項において準用する場合を含む。)、第32条、第34条第10項又は第46条第1項の規定に違反した者は、科料に処する。

第63条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第61条第1項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。：両罰規定（①の改正関係）

第64条 第18条第2項、第20条第2項若しくは第26条第3項(第50条第8項において準用する場合を含む。)の規定、第27条(第34条第13項及び第50条第8項において準用する場合を含む。)の規定、第28条、第29条若しくは第31条第1項若しくは第2項(これらの規定を第34条第13項において準用する場合を含む。)の規定、第34条第12項の規定又は第50条第5項の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。